

「藤沢市地域福祉計画 2026（中間見直し）（素案）」に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

件名	藤沢市地域福祉計画 2026（中間見直し）（素案）
公募期間	2023年（令和5年）11月13日から 2023年（令和5年）12月12日まで
資料の閲覧場所	地域共生社会推進室、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館、市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ10月25日号、市ホームページ、LINE
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、その他利害関係者
意見の提出方法	所定の意見提出書または任意の用紙により、郵送・ファックス・持参・藤沢市ホームページの意見提出フォームのいずれかの方法で提出

2. 実施結果

- (1) 意見件数 1人・2件
- (2) 提出方法 持参 1人
- (3) 提出された意見等の内容と市の考え方について 別紙のとおり
- (4) 意見の内訳

項目	件数
(1) 計画全体について	0
(2) 人材づくり	0
(3) 地域づくり	0
(4) しくみづくり	2
合計	2件

※ いただいたご意見は、類型化し回答しています。

※ ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

【問い合わせ先】

藤沢市 福祉部 地域共生社会推進室

電話：0466-50-3544（直通） FAX：0466-50-8415

別紙 提出された意見等の内容と市の考え方について

(4) しくみづくり

類型化した意見・提案	ご意見に対する市の考え方
<p>犯罪被害者自身が求めるニーズは多様化しており、その哀しみ、不安恐怖を取り除く為の被害者本人の視点、被害者に寄り添うきめ細やかな視点に対する支援、犯罪等により壊された日常生活の早期回復と犯罪被害等を支えられる地域社会の形成など、「犯罪被害者ファースト」の視点を中心とした政策を通じた仕組みづくりが必要。</p>	<p>本計画においては、犯罪被害者への支援についても、他の様々な事情により支援を必要とする方と同様に、相談支援、生活・就労支援等を推進していくものと捉えております。</p> <p>また、本計画の第2章「基本目標3（4）更生支援に向けた地域づくり」では、犯罪の被害者となった方への支援の重要性や、被害者に寄り添い、支える社会環境の醸成について触れております。</p> <p>あわせて、人権施策推進の観点から、「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」では、本市の主な取組として、犯罪被害者等に関する教育・啓発、相談・支援の充実、支援施策の検討を行うこととしております。</p>
<p>犯罪被害者本人や家族への情報提供、日常生活支援、住居支援、経済的負担軽減、支援金支給等を盛り込んだ条例の制定が必要。</p>	<p>本計画は、地域福祉の観点から更生支援、再犯防止に関する事項を記しており、犯罪被害者支援に関する条例の必要性については、本計画の内容とは別に議論されるべきものと捉えております。</p>